

令和2年11月19日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課	備考
1	令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	公開
2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	公開
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	公開
4	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	公開
5	物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	公開
6	公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課	公開
7	公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課	公開
8	公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課	公開
9	公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課	公開
10	公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）の意見の申出について（報告承認）	社会教育・文化財課	公開
11	損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	公開

報告事項

番号	件名	主管課	備考
1	令和3年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教職員課	公開
2	令和2年人事委員会勧告の概要について	教職員課	公開
3	令和3年度山口県公立高等学校入学者選抜実施要領について	高校教育課	公開
4	令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課	公開

議案第1号

令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財 政 第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和2年度山口県一般会計補正予算（11月補正）

教育委員会
(単位：千円)

■歳出予算

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	133,535,484	△ 271,777	△ 58,775	0	△ 2,907	△ 210,095	133,263,707
項) 教育総務費	25,024,196	△ 7,661	0	0	△ 2,549	△ 5,112	25,016,535
目) 教育総務費	10,692,476	△ 7,661	0		△ 2,549	△ 5,112	10,684,815
事項) 職員給与費	2,647,043	△ 7,661	0	0	△ 2,549	△ 5,112	2,639,382
項) 小学校費	41,620,848	△ 112,079	△ 32,218	0	0	△ 79,861	41,508,769
目) 教職員費	41,620,848	△ 112,079	△ 32,218	0	0	△ 79,861	41,508,769
事項) 教職員給与費	40,842,116	△ 112,079	△ 32,218			△ 79,861	40,730,037
項) 中学校費	25,902,563	△ 67,368	△ 19,914	0	0	△ 47,454	25,835,195
目) 教職員費	25,902,563	△ 67,368	△ 19,914	0	0	△ 47,454	25,835,195
事項) 教職員給与費	25,267,368	△ 67,368	△ 19,914			△ 47,454	25,200,000
項) 高等学校費	25,962,604	△ 53,723	0	0	0	△ 53,723	25,908,881
目) 高等学校総務費	21,782,692	△ 53,723	0	0	0	△ 53,723	21,728,969
事項) 教職員給与費	20,856,523	△ 53,723				△ 53,723	20,802,800
項) 特別支援学校費	12,749,126	△ 28,164	△ 6,643	0	0	△ 21,521	12,720,962
目) 特別支援学校費	12,749,126	△ 28,164	△ 6,643	0	0	△ 21,521	12,720,962
事項) 教職員給与費	10,678,949	△ 28,164	△ 6,643			△ 21,521	10,650,785
項) 社会教育費	1,611,978	△ 2,277	0	0	△ 344	△ 1,933	1,609,701
目) 社会教育総務費	976,876	△ 2,277	0	0	△ 344	△ 1,933	974,599
事項) 職員給与費	784,053	△ 2,277	0	0	△ 344	△ 1,933	781,776
項) 保健体育費	664,169	△ 505	0	0	△ 14	△ 491	663,664
目) 保健体育総務費	535,683	△ 505	0	0	△ 14	△ 491	535,178
事項) 職員給与費	174,510	△ 505			△ 14	△ 491	174,005
款) 災害復旧費	60,000	0	0	0	0	0	60,000
教育委員会合計	133,595,484	△ 271,777	△ 58,775	0	△ 2,907	△ 210,095	133,323,707

■債務負担行為

事 項	期 間	限度額 (千円)
山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	191,259
山口県秋吉台青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	282,390
山口県十種ヶ峰自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	318,440
山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	415,440
山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をすること。	令和3年度から令和7年度まで	168,505

令和2年度11月補正予算（案）の概要

1 給与関係費

人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【主な増減要因】

(単位：千円)

区分	主な改定内容	補正額
期末手当	一般職：2.60月 → 2.55月	△234,443
共済費	期末手当の引下げ改定に伴う共済費の減	△37,334
合 計		△271,777

2 債務負担行為

青少年教育施設等について、令和3年度から令和7年度までの5年間、指定管理者の指定を行うもの。

(単位：千円)

施設名	限度額	備 考
油谷青少年自然の家	191,259	更新 公募 5年間
秋吉台青少年自然の家	282,390	更新 公募 5年間
十種ヶ峰青少年自然の家	318,440	更新 単独 5年間
由宇青少年自然の家	415,440	更新 公募 5年間
埋蔵文化財センター	168,505	更新 公募 5年間

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

議案第3号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財 政 第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の趣旨

令和2年10月28日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 期末手当の改定

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	令 和 2 年 度 の 支 給 割 合	令 和 3 年 度 以 降 の 支 給 割 合
6月期	1.30 月分	1.30 月分	1.275 月分
12月期	1.30	1.25	1.275
合 計	2.60	2.55	2.55

(2) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、期末手当の令和3年度以降の支給割合については、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について(報告承認)

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年(2020年)11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和2年(2020年)11月11日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第4号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和2年10月28日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 期末手当の改定

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	令和2年度の支給割合	令和3年度以降の支給割合
6月期	1.70 月分	1.70 月分	1.675 月分
12月期	1.70	1.65	1.675
合 計	3.40	3.35	3.35

(2) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、期末手当の令和3年度以降の支給割合については、令和3年4月1日から施行する。

議案第5号

物品の買入れについての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 1 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

物品の買入れについて

1 物品の概要

(1) 名称

パソコン充電保管庫 1式

(2) 構成

パソコン充電保管庫 603台

(3) 主な仕様

学習者用タブレットパソコンを指定の台数収納・充電できること、時間を定めて順番に充電する輪番充電機能を有すること、施錠が可能なこと

(4) 予定価格

86,401,972円

2 整備場所

パソコン充電保管庫 53校

周防大島高校、岩国高校、岩国高校坂上分校、岩国高校広瀬分校、岩国総合高校、岩国商業高校、岩国商業高校東分校、岩国工業高校、柳井高校、柳井商工高校、熊毛南高校、田布施農工高校、光高校(R2新設)、光高校、光丘高校、熊毛北高校、下松高校、下松工業高校、徳山高校、徳山高校徳山北分校、徳山高校鹿野分校、徳山商工高校、新南陽高校、南陽工業高校、防府高校、防府高校佐波分校、防府西高校、山口高校徳佐分校、山口中央高校、西京高校、山口農業高校、宇部中央高校、宇部西高校、宇部商業高校、宇部工業高校、小野田高校、小野田工業高校、厚狭高校、美祢青嶺高校、田部高校、西市高校、豊浦高校、長府高校、下関西高校、下関南高校、下関工科高校、下関北高校、下関双葉高校、山口農業高校西市分校、大津緑洋高校、萩高校、萩高校奈古分校、萩商工高校

3 契約の方法

令和2年10月16日一般競争入札を行った結果、金 43,777,800円(消費税及び地方消費税含む)をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

4 売払人の状況

(1) 売 払 人

株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション
代表取締役 横森英俊

(2) 事務所の所在地

東京都渋谷区笹塚三丁目33番4号

5 納 期 限

令和3年3月19日

6 入札参加業者及び入札金額

株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション	39,798,000円
株式会社三光堂	40,468,000円
株式会社三知	48,240,000円
株式会社モリイケ	53,630,000円
タナカ産業株式会社	54,552,000円
株式会社常盤商会	68,700,000円
株式会社マルブン	92,050,000円

議案第6号

公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 1 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和2年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県油谷青少年自然の家
- 2 指定管理者 下関市貴船町2丁目14番28号
株式会社FEEL
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県油谷青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 下関市貴船町2丁目14番28号

(指定管理者名) 株式会社F E E L

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和2年9月11日から令和2年10月13日までの間、応募を受け付けたところ、2団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、株式会社F E E Lを候補者に選定した。

議案第7号

公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 9 6 3 号

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 1 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和2年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県秋吉台青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋徳二島1062番地
公益財団法人山口県ひとつぐり財団
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県秋吉台青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとつづくり財団

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関する事。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和2年9月11日から令和2年10月13日までの間、応募を受け付けたところ、1団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとつづくり財団を候補者に選定した。

令和2年(2020年)11月11日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和2年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県十種ヶ峰青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県十種ヶ峰青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 単独指定とした理由

公益財団法人山口県ひとづくり財団は、これまでの管理実績をもとに十種ヶ峰の豊かな自然等を活かした利用促進の取組みなど、利用者のサービス向上と安定した管理運営を行うことができる。

また、十種ヶ峰青少年自然の家を拠点とした長期自然体験活動や森のチャレンジコースを活用したアスピーなど専門的プログラムを安全かつ適切に提供していく上で、専門性の高い人材である「安全管理者」及び「指導職員」を備えた組織体制を確保できる団体は公益財団法人山口県ひとづくり財団において他にないことから、単独指定とした。

(2) 審査

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)により事業計画書の内容やヒアリングを基に審査した結果、公益財団法人山口県ひとづくり財団は、指定管理者として適格であると判断した。

議案第9号

公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令 2 教 政 第 9 6 3 号

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9-7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 1 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和2年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県由宇青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県由宇青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとつづくり財団

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関する事。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和2年9月11日から令和2年10月13日までの間、応募を受け付けたところ、1団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会(委員長 霜川 正幸/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとつづくり財団を候補者に選定した。

議案第10号

公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財政第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和2年(2020年)11月11日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和2年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和2年度山口県一般会計補正予算（第6号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和2年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県埋蔵文化財センター
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県埋蔵文化財センター

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島1062番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 埋蔵文化財を保護するために必要な業務に関する事。
- (2) 開館日以外の日を開館し、又は臨時に閉館すること。
- (3) 開館時間を延長し、又は短縮すること。
- (4) 文化財資料の利用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和2年9月11日から令和2年10月13日までの間、応募を受け付けたところ、1団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県埋蔵文化財センター指定管理者選定委員会(委員長 田中 晋作/山口大学教授)による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとづくり財団を候補者に選定した。

公の施設に係る指定管理者の指定について(一覧表)

議案番号	議案6号	議案7号	議案8号	議案9号	議案10号	
1 指定管理者に管理を行わせる施設	油谷青少年自然の家	秋吉台青少年自然の家	十種ヶ峰青少年自然の家	由宇青少年自然の家	埋蔵文化財センター	
2 指定管理者	株式会社 FEEL	公益財団法人山口県ひとつづくり財団				
3 指定の期間	R3.4.1～R8.3.31					
4 指定管理者に行わせる業務	(1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関する事。			(1) 埋蔵文化財を保護するために必要な業務に関する事。		
	(2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。			(2) 開館日以外の日を開館し、又は臨時に閉館すること。		
	(3) 施設の使用の許可をすること。			(3) 開館時間を延長し、又は短縮すること。		
	(4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。			(4) 文化財資料の利用を拒むこと。		
	(5) 施設及び設備の維持管理に関する事。			(5) 施設及び設備の維持管理に関する事。		
5 候補者決定の経緯	応募者数	2団体	1団体	非公募	1団体	1団体
	公募・非公募	公募			公募	
	選定方法	選定委員会による審査				

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出
について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和2年（2020年）11月19日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付け令 2 財 政 第 9 7 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算 (第 6 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について (秋吉台青少年自然の家)
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (埋蔵文化財センター)
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 2 年(2020年) 1 1 月 1 1 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 2 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 2 年度山口県一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 物品の買入れについて
- 6 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 7 公の施設に係る指定管理者の指定について（秋吉台青少年自然の家）
- 8 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（埋蔵文化財センター）
- 11 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について

1 事故の発生日時

令和2年7月31日（金） 午前9時00分頃

2 事故の発生場所

光市三井6丁目地内

山口県教職員光住宅敷地内

3 損害賠償の相手方

光市三井6丁目14番1-303号 眞崎 久

4 事故の概要

光市三井6丁目山口県教職員光住宅敷地内において、草刈り中に発生した山口県立光丘高等学校勤務の職員による公務上の事故

5 損害の程度

人身の損害 なし

物件の損害 車両損傷

6 過失割合

県側100%、相手側0%とする。

7 損害賠償の額

金102,850円

内訳

車両修理費102,850円

8 専決処分年月日

令和2年11月10日

報告事項 1

令和3年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 地域間、小・中・高等学校と総合支援学校間等の人事交流を推進する。
特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、総合支援学校においては、総合支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月28日

山口県人事委員会

【本年の給与勧告のポイント】

- 特別給（ボーナス）を引下げ改定
（△0.05月分。10年ぶりの引下げ）
- ※ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 民間給与の調査

- ・ 167の事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給（ボーナス）に関する調査を、郵送、電話等により、6月29日から7月31日までの間で先行して実施

※ 月例給に関する調査は、8月17日から9月30日までの間で実施

(2) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.45月分
（職員の現行の年間支給割合は4.50月分）

〔参考〕本年の人事院勧告（10月7日）の内容

- 特別給（ボーナス）を引下げ
 - ・ 特別給は、期末手当を0.05月分引下げ（民間4.46月、公務現行4.50月）
- ※ 月例給は、公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を実施

2 本年の給与改定

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げることが必要（実施時期：改定を実施するための条例の公布日）

ア 令和2年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.30 月分 (1.10)	0.95 月分 (1.15)	2.25 月分 (2.25)
12 月 期	1.30→1.25 (1.10→1.05)	0.95 (1.15)	2.25→2.20 (2.25→2.20)
年 間 計	2.60→2.55 (2.20→2.15)	1.90 (2.30)	4.50→4.45 (4.50→4.45)

備考 ()内は特別管理職員

イ 令和3年度以降の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.30→1.275 月分 (1.10→1.075)	0.95 月分 (1.15)	2.25→2.225 月分 (2.25→2.225)
12 月 期	1.30→1.275 (1.10→1.075)	0.95 (1.15)	2.25→2.225 (2.25→2.225)
年 間 計	2.60→2.55 (2.20→2.15)	1.90 (2.30)	4.50→4.45 (4.50→4.45)

備考 ()内は特別管理職員

(2) 月例給

今後、必要な報告及び勧告を予定

3 その他

(昇給制度の見直し)

- 55歳を超える職員の昇給制度の在り方について、他の都道府県の動向、国における定年引上げに伴う人事評価の改善に向けた検討状況等を踏まえ、引き続き検討を行うことが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- 任命権者の上限時間を超えて時間外勤務を命じた要因の整理、分析及び検証の状況等、制度の運用状況を把握し、制度が適切に運用されるよう対応
- 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策を講じるに当たり、業務の平準化や業務継続に必要な人員配置等の取組を継続することが必要
- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員が確実に休暇を取得できるよう配慮することが必要

2 心身両面の健康管理対策

- ・ 病気の予防、早期発見、早期治療につながる取組を進めるとともに、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むことが必要
- ・ 時間外勤務の縮減と併せて、職員の勤務時間の把握や長時間の時間外勤務を行った職員への医師による面接指導を的確に実施していくことが必要

3 ハラスメント対策

- ・ 職員に対する指針等の周知や研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を一層進めていくことが必要

4 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 育児休業や介護休暇等に係る制度について、職員への周知や利用しやすい職場環境の整備を図るなど、利用促進に向けた取組を進めていくことが必要
- ・ 加速化する社会のデジタル化に対応した新しい働き方や生活を見据え、テレワーク等の取組を更に推進していくことが必要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 国においては、公務員の定年の引上げに向けた取組が行われており、本県においても、国の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえた定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用方策について、具体的な検討を行うことが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の応募者が減少傾向にある中、試験制度の見直しやきめ細かな情報発信など、人材の確保に向け、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 計画的かつ効果的な人材育成のため、多様な研修や長期的な人材育成の視点に立った人事管理等が必要
- ・ 女性職員の計画的な採用・登用等を進めるため、女性受験者の確保や女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大などの取組を進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用の推進に当たっては、受入体制の整備など、障害のある職員がその能力を十分に発揮できる環境づくりを更に進めていくことが必要

3 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 組織の活性化や公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績を的確に把握し、人事管理に適切に反映することが重要であり、人材育成の観点も踏まえ、人事評価を適切に活用し、能力・実績に基づく人事管理を推進していくことが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

〔参考〕給与改定の状況（行政職）

	特別給 増減月	(参考)月例給 改定額	年間給与の 増減額	備 考
平成22年	△0.20月	638円	△64千円	別に給与減額措置あり
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	改定なし	899円	14千円	〃
平成26年	0.15月	1,734円	83千円	
平成27年	0.10月	1,123円	56千円	
平成28年	0.10月	892円	52千円	
平成29年	改定なし	0円	0円	
平成30年	0.10月	716円	49千円	
平成31年	0.10月	74円	38千円	
令和2年	△0.05月	(別途報告・勧告を予定)	(△19千円)	

- (注) 1 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。
 2 平成29年の改定は医師等に対する初任給調整手当のみであり、改定額は、職員1人当たりでは0円となる。
 3 令和2年の年間給与の増減額は、今回の特別給の勧告に係る額である。

令和2年職員の給与に関する報告の概要

令和2年11月5日

山口県人事委員会

【今回の報告のポイント】

- 月例給（給料表及び諸手当）の改定なし

1 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

公民較差（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)-(B)
364,359円	364,169円	190円(0.05%)

〔参考〕人事院の報告（本年10月28日）の内容

- 月例給の改定なし
 - ・ 民間給与との較差（△164円、△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

2 本年の給与改定

職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について判断

(1) 月例給【今回の報告】

- ・ 本年の職員給与と民間給与の較差がわずかであることや人事院が月例給の改定を行わない旨を報告したことを踏まえ、月例給の改定を行わないことが適当

(2) 特別給（本年10月28日勧告）

- ・ 年間の支給割合を0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）

〔参考〕給与改定の状況（行政職）

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増減額	備 考
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	別に給与減額措置あり
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃
平成25年	899円	改定なし	14千円	〃
平成26年	1,734円	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.10月	52千円	
平成29年	0円	改定なし	0円	
平成30年	716円	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	△0.05月	△19千円	

(注) 1 月例給改定額は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額である。

2 平成29年の改定は医師等に対する初任給調整手当のみであり、改定額は、職員1人当たりでは0円となる。

令和3年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和3年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、下関双葉高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の20%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月12日（金）から2月17日（水）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月22日（月）から2月26日（金）午前10時まで
- ウ 学力検査 3月 9日（火）
- エ 選抜結果の発表 3月17日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

※ 全ての教科において、検査問題の一部に選択問題（複数の問題から、受検生が解答する問題を選択できる方式）を設定する。

イ 配 点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、令和3年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

(8) 中学校等の臨時休業の実施に伴う変更点（令和3年度選抜に限った特例的な措置）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中学校等で臨時休業が実施されたことを踏まえ、次のア、イの変更を行う。

- ア 学力検査全ての教科に選択問題を設定する（2（4）ア参照）。
- イ 学校指定教科検査を中止とする。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月27日（水）から2月1日（月）午前10時まで
- イ 面接等の実施日 **2月9日（火）**（2月10日（水）にも行うことが可能）
- ウ 選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 令和3年3月中学校卒業見込みの者
- イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
- ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 下関双葉高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 下関双葉高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）は、山口県立下関双葉高等学校〔総合学科（昼間部・夜間部）〕において実施する。

イ 募集人員は、昼間部、夜間部とも入学定員の25%に相当する人数とする。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間 1月27日（水）から2月1日（月）午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 9日（火）**（2月10日（水）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

令和3年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該高等学校総合学科に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。

イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。

ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。

- ・ 中学校での出席状況・学習状況にかかわらず、当該学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者

- ・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出 願

ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、願書及び志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を経由して、当該高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文

特別入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（山口県立下関双葉高等学校特別入学者選抜用）及び面接、小論文の結果等を資料として、当該高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間 1月27日（水）から2月1日（月）午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 9日（火）**（2月10日（水）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月17日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を令和3年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月17日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出 願 の 期 間

全日制課程 3月18日（木）～3月22日（月）午後2時まで

定時制課程 3月18日（木）～3月25日（木）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月23日（火）

定時制課程 3月26日（金）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月24日（水）正午

定時制課程 3月29日（月）正午

(3) 応募資格

令和3年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び令和3年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び令和3年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（月）から2月15日（月）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（火）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月10日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（水）午後3時から3月17日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日（水）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月18日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状(国公立計) ※ () 内は前年度との比較

	山 口 県		全 国	
	発生件数 (小・中・高・中等)	発生率	発生件数 (+5,847)	発生率
暴力行為の発生件数 (小・中・高・中等)	742件 (+51)	5.4件 (+0.5)	78,787件 (+5,847)	6.1件 (+0.6)
いじめの認知件数 (小・中・高・中等・特)	4,406件 (+290)	認知率 31.6件 (+2.5)	612,496件 (+68,563)	認知率 46.5件 (+5.6)
不登校児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 500人 (+87)	出現率 7.4人 (+1.3)	53,350人 (+8,509)	出現率 8.3人 (+1.3)
	中・中等前期課程 1,322人 (+230)	38.6人 (+7.2)	127,922人 (+8,235)	39.4人 (+2.9)
	高・中等後期課程 310人 (+23)	9.4人 (+0.9)	50,100人 (-2,623)	15.8人 (-0.5)
高等学校の中途退学者数 (高・中等後期課程)	375人 (-175)	中途退学率 1.0% (-0.5)	42,882人 (-5,712)	中途退学率 1.3% (-0.1)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数

※<国立学校数> 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

<公立学校数(分校含む)> 小学校284校、中学校146校(中等教育学校前期課程1校を含む)、
高等学校61校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

<私立学校数> 中学校8校、高等学校22校

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

(1) 暴力行為（国公立小・中・高等学校及び中等教育学校）

⇒ 資料1 (P.5)

区分	令和元年度		
	発生件数	発生率	
小	山口県	377 (+150)	5.6 (+2.3)
	全国	43,614 (+7,078)	6.8 (+1.1)
中	山口県	295 (-98)	8.6 (-2.7)
	全国	28,518 (-802)	8.8 (-0.1)
高	山口県	70 (-1)	1.9 (±0)
	全国	6,655 (-429)	2.0 (-0.1)
計	山口県	742 (+51)	5.4 (+0.5)
	全国	78,787 (+5,847)	6.1 (+0.6)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

※ () 内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 暴力行為の発生件数は、742件（小学校377件、中学校295件、高等学校70件）であり、前年度より51件増加した。暴力行為の発生率は全国数値を下回っている。

・ 形態別は、「生徒間暴力」が468件（小学校227件、中学校194件、高等学校47件）で最も多く、「器物損壊」135件、「対教師暴力」124件、「対人暴力」15件と続く。

(2) いじめ（国公立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校）

⇒ 資料2 (P.5)

区分	令和元年度		
	認知件数	認知率	
小	山口県	2,906 (+190)	43.1 (+3.3)
	全国	484,545 (+58,701)	75.8 (+9.8)
中	山口県	1,207 (+63)	35.2 (+2.3)
	全国	106,524 (+8,820)	32.6 (+2.8)
高	山口県	252 (+26)	7.0 (+0.8)
	全国	18,352 (+643)	5.4 (+0.2)
特	山口県	41 (+11)	22.7 (+6.2)
	全国	3,075 (+399)	21.3 (+2.3)
計	山口県	4,406 (+290)	31.6 (+2.5)
	全国	612,496 (+68,563)	46.5 (+5.6)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

※ () 内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ いじめの認知件数は、4,406件（小学校2,906件、中学校1,207件、高等学校252件、特別支援学校41件）であり、前年度より290件増加した。

○ 全国の状況

・ いじめの態様について、全国的に「冷やかしかからかい、悪口脅し文句」が最も多く、次に小・中学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が続いている。

(3) 不登校

⇒ 資料3 (P.6)

① 本県の国公立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区分	令和元年度	
	不登校 児童生徒数	出現率
小	山口県	500 (+87)
	全国	53,350 (+8,509)
中	山口県	1,322 (+230)
	全国	127,922 (+8,235)
計	山口県	1,822 (+317)
	全国	181,272 (+16,744)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数
※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 小・中学校及び中等教育学校前期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は1,822人であり、前年度より317人増加した。不登校児童生徒の出現率は17.9人であり、全国数値を下回っている。

・ 校種別では、小学校500人で前年度より87人増加、中学校1,322人で230人増加した。不登校児童生徒の出現率は、小学校7.4人、中学校38.6人であり、それぞれ全国数値(小学校8.3人、中学校39.4人)を下回っている。

○ 全国の状況

・ 小学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が続いている。

・ 中学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が続いている。

② 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区分	令和元年度	
	不登校 児童生徒数	出現率
高	山口県	310 (+23)
	全国	50,100 (-2,623)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数
※ ()内は前年度との比較

○ 本県の状況

・ 高等学校及び中等教育学校後期課程における不登校生徒数は310人であり、前年度より23人増加した。

・ 不登校生徒の出現率は9.4人であり、全国と比較して低い水準である。

○ 全国の状況

・ 不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が続いている。

(4) 中途退学(高等学校及び中等教育学校後期課程)

⇒ 資料4 (P.7)

区分	令和元年度	
	中途退学者数	中途退学率
高	山口県	375 (-175)
	全国	42,882 (-5,712)

※()内は前年度との比較

○ 本県の状況

- ・ 高等学校及び中等教育学校後期の中途退学者数は375人であり、前年度より175人減少した。
- ・ 中途退学率は1.0%であり、全国と比較して低い水準である。
- ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が44.5%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が29.6%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた公立学校における主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ 児童生徒の心の成長を支援する「心をひらき、心をみがき、心をつたえあう」教育の一層の推進
- ・ スクールカウンセラーによる心理教育プログラムの実施による子どもたちの心の育成
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 生活規律や学習規律等の徹底及び個に応じたきめ細かな学習指導等の充実
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進
- ・ 中学生を対象とした高等学校の体験入学等実施による学校理解の推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 小中高の異校種間連携及び外部専門家や関係機関等との連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進
- ・ SNS等を活用した幅広い相談体制の充実
- ・ スクールカウンセラーの配置及び調査研究内容の普及等による生徒指導・教育相談体制の一層の充実・強化
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置及び小学校入学時からの活用等による児童生徒支援体制の一層の充実・強化
- ・ 弁護士(スクールロイヤー)による、いじめ予防教室の実施や、生徒指導上の諸課題への適切な対応に資する相談体制の充実
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
- ・ 学校適応感調査「Fit」(小・中・高校生版)の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
- ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
- ・ 市町教委と連携した、加配教員の配置による学校への支援
- ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援

ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり

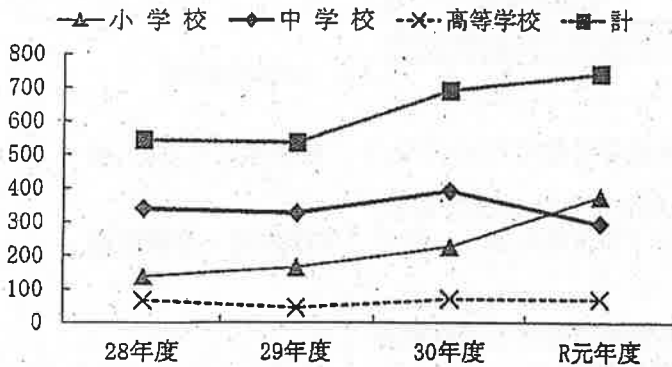
- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
- ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
- ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
- ・ 教育支援センター(適応指導教室)等による、児童生徒の社会的自立に向けた支援
- ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

資料1 暴力行為の状況 (R元 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<発生件数の推移>



区 分	28年度	29年度	30年度	R元年度
小学校	139	166	227	377
中学校	340	327	393	295
高等学校	65	43	71	70
計	544	536	691	742

<暴力行為の内訳(件数)> ※()内は前年度との比較

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率(件)
小	83(+16)	227(+93)	1(▲1)	66(+42)	377(+150)	5.6
中	38(▲13)	194(▲103)	7(+4)	56(+14)	295(▲98)	8.6
高	3(▲6)	47(▲3)	7(+4)	13(+4)	70(▲1)	1.9
計	124(▲3)	468(▲13)	15(+7)	135(+60)	742(+51)	5.4

<全国との比較>

()内は前年度との比較

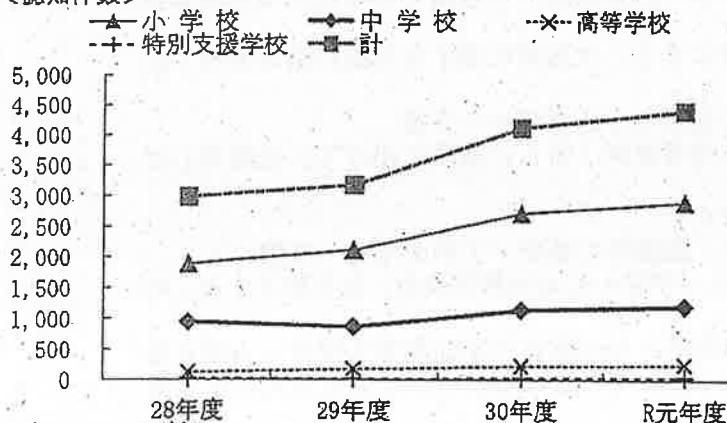
区 分	山 口 県		全 国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
国公立	742(+51)	5.4(+0.5)	78,787(+5,847)	6.1(+0.6)

資料2 いじめの状況 (R元 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



区 分	28年度	29年度	30年度	R元年度
小学校	1,890	2,113	2,716	2,906
中学校	947	865	1,144	1,207
高等学校	123	175	226	252
特別支援学校	19	16	30	41
計	2,979	3,169	4,116	4,406

<全国との比較>

()内は前年度との比較

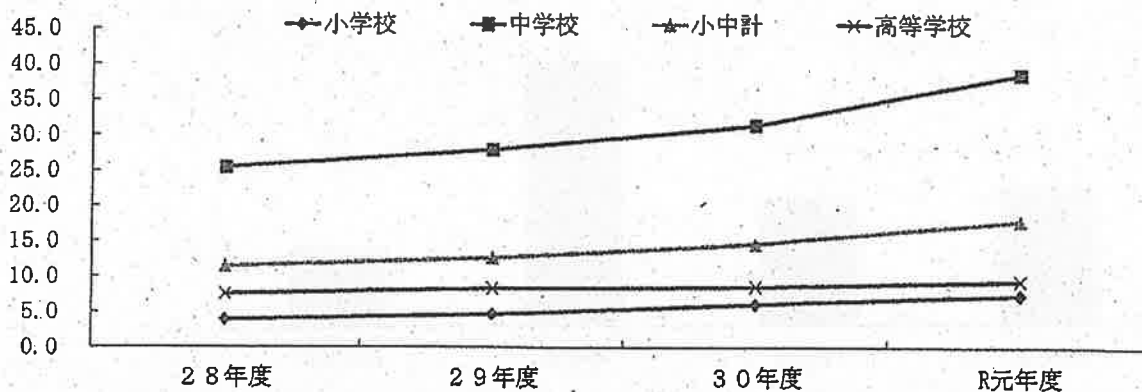
区 分	山 口 県		全 国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
国公立	4,406(+290)	31.6(+2.5)	612,496(+68,563)	46.5(+5.6)

資料3 不登校の状況 (R元 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの(病気や経済的な理由によるものを除く)」

<不登校児童生徒出現率の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)>



不登校児童生徒出現率

	28年度	29年度	30年度	R元年度
小学校	3.9	4.7	6.1	7.4
中学校	25.4	27.9	31.4	38.6
小中計	11.4	12.6	14.6	17.9
高等学校	7.5	8.3	8.5	9.4

不登校児童生徒数

	28年度	29年度	30年度	R元年度
小学校	268	320	413	500
中学校	939	998	1,092	1,322
小中計	1,207	1,318	1,505	1,822
高等学校	262	287	287	310

<全国との比較>

()内は前年度との比較

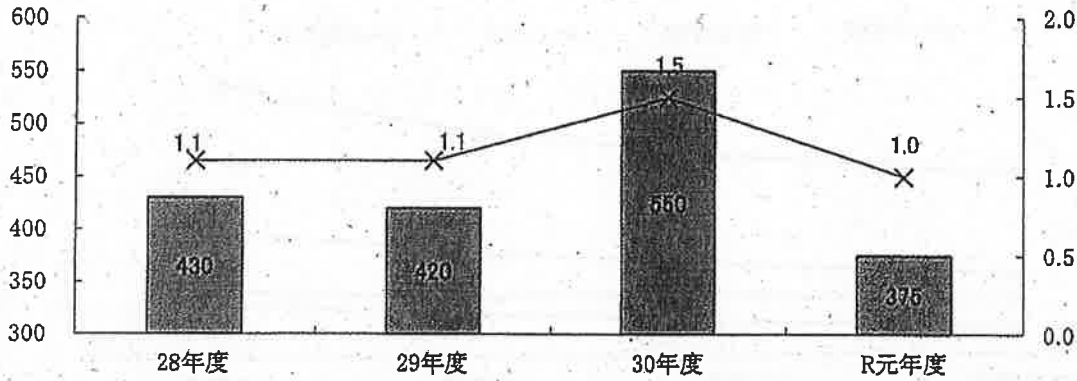
区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
小学校	500(+87)	7.4(+1.3)	53,350(+8,509)	8.3(+1.3)
中学校	1,322(+230)	38.6(+7.2)	127,922(+8,235)	39.4(+2.9)
小・中計	1,822(+317)	17.9(+3.3)	181,272(+16,744)	18.8(+1.9)
高等学校	310(+23)	9.4(+0.9)	50,100(▲2,623)	15.8(▲0.5)

資料4

中途退学の状況（R元 山口県：国公立高等学校）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

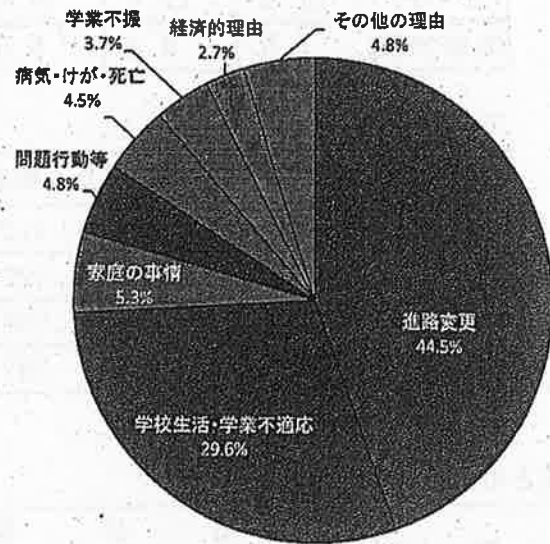
＜中途退学者数及び中途退学率の推移＞



区分	項目	28年度	29年度	30年度	R元年度
国公立	中途退学者数 (人)	430	420	550	375
	中途退学率 (%)	1.1	1.1	1.5	1.0

＜理由別中途退学者数＞ () 内は前年度との比較

理由	人数	率
進路変更	167 (▲59)	44.5%
学校生活・学業不適應	111 (▲36)	29.6%
家庭の事情	20 (+2)	5.3%
問題行動等	18 (▲13)	4.8%
病気・けが・死亡	17 (▲11)	4.5%
学業不振	14 (▲49)	3.7%
経済的理由	10 (▲8)	2.7%
その他の理由	18 (▲1)	4.8%
計	375 (▲175)	-



＜全国との比較＞

() 内は前年度との比較

区分	山 口 県		全 国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	375 (▲175)	1.0 (▲0.5)	42,882 (▲5,712)	1.3 (▲0.1)

